

事務連絡
令和3年1月22日

日本行政書士会連合会 御中

総務省自治行政局行政課

マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進について（依頼）

マイナンバーカードの普及については、令和元年6月4日にデジタル・ガバメント閣僚会議で決定された「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」（別添1。以下「方針」という。）に基づき、マイナポイント事業による消費活性化策や令和3年3月から開始予定のマイナンバーカードの健康保険証利用を念頭に、マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進を呼びかけていただいているところです。

マイナンバーカードは、各種証明書のコンビニでの取得や e-Tax による確定申告等での利用、さらには今後、運転免許証との一体化も検討されている等、大きなメリットがあるカードです。

政府では、令和4年度末にほぼ全ての国民がカードを取得することを目指し、その普及に全力を挙げて取り組むこととしており、政府として、普及拡大に向け、改めて、取組を進めているところです。

つきましては、下記の要領で、貴会におかれましても、適切に御対応いただくとともに、貴会の会員に対し、マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進の呼びかけを行っていただきますよう、お願い申し上げます。

記

呼びかけにあたっては、以下の関連する動画・チラシ・ポスター・リーフレット等の広報素材を併せて会員に対し情報提供して下さい。

- ・チラシ「メリットいっぱいマイナンバーカード」
- ・説明動画「メリットいっぱいマイナンバーカード」
<https://www.cao.go.jp/bangouseido/link/prmovie33.html>
- ・ポスター「これからは手放せない！マイナンバーカード」
- ・リーフレット「持ち歩いても大丈夫！マイナンバーカードの安全性」
- ・リーフレット「つくってみよう！マイナンバーカード」
- ・リーフレット「利用申込受付開始！マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります！」
- ・リーフレット「2021年3月（予定）からマイナンバーカードが健康保険証として使えるようになります！」
- ・リーフレット「マイナンバーカードで上限5000円分のマイナポイントがもらえる！」
- ・リーフレット「つかってみよう！マイナポータル」